



①市道の破損の連絡について

市の管理する道路に破損などの異常がないか確認するために、日常的な道路パトロールに努めているところですが、より広く情報を収集し、危険箇所の早期発見と迅速な対応を図るためには、市民の皆様のご協力が必要です。

外出された際などに、市の管理する道路に不具合（陥没や舗装、側溝の破損など）を発見された場合は、速やかに市建設課までご連絡ください。

②道路肩の除草や枝の剪定について

道路上の雑草や、道路に張り出した樹木の枝は、通行の妨げとなることがあります。

市道では適切な道路の維持管理に努めているところですが、地域の身近な道路等については、近隣住民の皆様や、地元地区の方々に除草作業などのご協力をいただいているのが現状です。

道路肩の除草等については、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、道路上に張り出した枝は、剪定や伐採など、定期的な管理にご協力ください。

③市道の道路側溝（U字溝）の清掃について

道路側溝に土砂等が堆積すると、大雨の際に雨水や排水が道路上へあふれる原因となります。排水機能を維持するためには、清掃等の維持管理が重要ですので、近隣の住民の方や地元地区で協力し、定期的な清掃をお願いします。

なお、市では市道の側溝清掃にご協力いただける各地区に、側溝のふたを上げる器具を貸出ししているほか、区長・自治会長の申請により、側溝内の土砂を入れる土のう袋の提供と清掃後の土のう袋回収を行っています。（※私道の側溝は、対象外です。）

（裏面につづく）

道 路 行 政 の お 知 ら せ

～ 道路補修用の原材料をお渡ししています！ ～

市では、道路や水路の補修にご利用いただける材料を、区長・自治会長様からの申請に基づき支給しています。

地域内で補修が必要な場所がありましたら、区長・自治会長様までご相談ください。

なお、市で支給している材料の種類と支給範囲などは、次のとおりです。

1 支給している原材料の種類・支給範囲

- (1) 碎石（2トン車） 1台あたり 約1立方メートル
- (2) 山砂（2トン車） 1台あたり 約1.1立方メートル
- (3) 常温合材（アスファルト補修用） 1袋 30kg
- (4) 土のう袋 1袋 62cm×48cm



2 申請に必要な書類

- (1) 原材料支給申請書 ※市のホームページ及び建設課窓口で配布しています。
- (2) 支給場所の位置図（地図）（1,000分の1程度）

3 申請・お問い合わせ窓口

大網白里市 建設課 管理班

Tel 0475-70-0350 FAX 0475-72-8454